

ハピネス川西 指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正心会（以下「法人」という）が開設するハピネス川西指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等（以下「従事者」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な支援及び機能訓練を行う。

2. 前項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハピネス川西シルバーデイサービス
- (2) 所在地 川西市加茂3丁目13番26号

(職員の体制及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者（兼務） 1名
事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
利用者に応じて通所介護計画を立て、利用者又はその家族に対し内容等について説明し同意を得るものとする。
2. 生活相談員 1名以上
利用者の利用に係る調整や、生活相談及び援助の企画立案・実施に従事する。
3. 看護職員 1名
医師の診療補助及びその指示を受けて利用者の介護、保健衛生業務に従事する。
4. 介護職員 6名

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

5. 機能訓練相談員 1名

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

※従事者については必要に応じて増員する場合がある。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までと国民の祝日とする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時15分から午後4時30分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用人数は、1日40人とする。(指定第1号通所事業利用者含む)

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)

- 1 入浴サービス
 - 2 給食サービス
 - 3 生活指導(相談、援助等)
 - 4 機能訓練
 - 5 健康チェック
 - 6 送迎
2. 事業所は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。
- 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 2 事業に通常要する時間を越える場合であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る住宅介護サービス費用基準額又はサービス費用基準額を越える費用
 - 3 食費
 - 4 おむつ代
 - 5 前号に掲げるものの他、事業で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費

用

3. 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川西市、宝塚市の以下の区域とする。

川西市 阪急宝塚線以南、国道171号線以北

宝塚市 阪急宝塚線以南、県道332号線以東、国道176号線以北

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

- 第10条 従事者等は、事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
2. 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
 4. 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が生じた場合は、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業所は、事故の発生又はその再発防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従事者に対する研修を定期的に行う。
2. 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録する。

4. 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 12 条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当の介護支援専門員等に報告するとともに、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じる。

2. 提供した事業に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は、衛生管理に努め、次の各項に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6ヵ月に1回以上、定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及び食中毒のまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を年1回以上、定期的実施するとともに、研修については別途、新規採用時にも実施する。

(人格の尊重)

第 15 条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業を提供するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第 16 条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を年1回以上、定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 従事者に対する研修を新規採用時、及び年2回以上、定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
- (4) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

(5) その他、虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束禁止に関する事項)

第 17 条 事業所は切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の 3 要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のために身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。

(記録の整備)

第 18 条 整備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第 19 条 事業所は、従事者の質的向上を図るために、認知症介護に係る基礎的な研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）等、研修の機会を設け、研修計画の策定、研修記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、サービスの質の向上並びに職員の計画的な人材育成に努め業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

(秘密の保持)

第 20 条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
3. 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により

得るものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第 21 条 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自己評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響排除)

第 22 条 事業所は、その運営について暴力団等と密接な関係を有するものであってはならない。

(利用者・家族等からのハラスメント対応)

第 23 条 事業所は、職員が利用者やその家族等からハラスメント行為を受けた場合は、サービスの提供停止や契約解除等を含めた、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年 1 回以上、定期的実施するとともに、研修については別途、新規採用時にも実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

但し、開設準備のための、事前事務の処理については、この規程を運用するものとする。

- 一、 平成 13 年 8 月 1 日 改定
- 二、 平成 14 年 4 月 1 日 改定
- 三、 平成 14 年 8 月 1 日 改定
- 四、 平成 15 年 7 月 1 日 改定
- 五、 平成 17 年 10 月 1 日 改定

- 六、 平成 19 年 4 月 1 日 改定
- 七、 平成 22 年 4 月 1 日 改定
- 八、 平成 24 年 4 月 1 日 改定
- 九、 平成 25 年 4 月 1 日 改定
- 十、 平成 26 年 4 月 1 日 改定
- 十一、平成 30 年 4 月 1 日 改定
- 十二、令和 4 年 7 月 1 日 改定
- 十三、令和 6 年 4 月 1 日 改定
- 十四、令和 7 年 4 月 1 日 改定

以上